

石綿障害予防規則改正に伴う必要な措置について

【令和2年10月以降】石綿則が順次改正され、建築物、工作物又は船舶(以下、「建築物等」という。)の解体工事、リフォーム・修繕などの改修工事の石綿対策が強化されます。木造住宅の解体、改修工事も石綿則を遵守した石綿対策が必要です。

改正後の必要な措置

※改正点は赤文字

レベル1建材・レベル2建材	レベル3建材		石綿なし
	けい酸カルシウム板第1種(破砕時) ※技術上困難な場合のみ 仕上げ塗材(電動工具での除去時) ※2	その他のレベル3建材	
<p>○事前調査の実施 (石綿の有無にかかわらず全ての建築物等で必要)</p> <ul style="list-style-type: none"> □調査方法が明確化された ※2 □調査結果の記録は3年間保存し、写しを現場に備え付けること ※2 □調査は資格者が実施し、調査者の氏名及び資格の写しを3年間保存すること ※4 <p>○事前調査結果の掲示 (石綿の有無にかかわらず全ての建築物等で必要)</p> <p>○事前調査結果等の報告 (石綿の有無にかかわらず必要)</p> <ul style="list-style-type: none"> □解体部分の床面積80m²以上の建築物の解体工事、請負金額100万円以上の建築物の改修工事または請負金額100万円以上の工作物の解体・改修工事に限る ※3 			
<p>○14日前までに計画届の提出</p> <ul style="list-style-type: none"> □レベル2建材も対象に ※2 			
<p>○作業員に対する特別教育の実施 ○作業主任者の選任 ○健康診断の実施</p> <p>○作業時に建材を湿潤な状態に ○保護具等の使用</p> <p>○作業計画による作業の記録</p> <ul style="list-style-type: none"> □作業計画に基づく作業状況などを写真などにより記録し3年間保存すること ※2 <p>○労働者ごとの作業の記録項目の追加(40年間保存する)</p> <ul style="list-style-type: none"> □追加項目は事前調査結果の概要(●)と作業の実施状況の記録の概要(▲) ※2 ●上記の「事前調査結果等の報告」で監督署に報告が必要な内容と同じ ▲保護具の使用状況も含めた措置の実施状況についての文章等による簡潔な記載でよい 			
<p>○作業場所の隔離・負圧維持</p> <p>○集じん・排気装置の点検</p> <ul style="list-style-type: none"> □作業開始時のほか何らかの変更時も点検が必要に ※2 <p>○前室の負圧の点検</p> <ul style="list-style-type: none"> □中断時も点検が必要に ※2 <p>○隔離解除前の処理</p> <ul style="list-style-type: none"> □湿潤化のほか、資格者の目視確認が必要に ※2 	<p>○作業場所の隔離及び湿潤化</p> <ul style="list-style-type: none"> □湿潤化のほか隔離も必要に ※1, 2 ※高圧水洗工法、超音波ケレン工法等は作業場所の隔離不要 		<p>確認しましょう!</p> <p>施行時期</p> <ul style="list-style-type: none"> ※1: 令和2年10月1日 ※2: 令和3年4月1日 ※3: 令和4年4月1日 ※4: 令和5年10月1日

改正点の詳細や経過措置は裏面をご確認ください

改正点の詳細や経過措置について

1: 事前調査に必要な資格

- 特定建築物石綿含有建材調査者
- 一般建築物石綿含有建材調査者
※改正前の建築物石綿含有建材調査者
- 一戸建て等石綿含有建材調査者
※一戸建て住宅・共同住宅の住戸の内部に限定
- 令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者

石綿含有建材調査者



詳しくは上記で検索またはこちら→



特定建築物とは(建築物衛生法施行令第1条)

- 下記の建築物で延べ面積が3000m²以上のもの
- 1: 興行場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館又は遊技場
 - 2: 店舗又は事務所
 - 3: 下記(☆)以外の学校(研修所を含む)
 - 4: 旅館

及び

- 下記の建築物で延べ面積が8000m²以上のもの
- ☆: 学校教育法第1条の学校又は
就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

2: 事前調査結果の記録項目

- 事業場の名称・住所・電話番号、現場の住所、工事の名称・概要
- 事前調査の終了年月日
- 工事対象の建築物・工作物・船舶の着工日、構造
- 事前調査の実施部分、調査方法、調査結果
(石綿の使用の有無とその判断根拠)

▶ **結果の写しを現場に備え付け、概要(下線部)を掲示すること**

その他の改正点の詳細

石綿の規制対策が強化されます



詳しくは上記で
検索またはこちら→



3: 改正に伴う経過措置

事前調査について

- 改正後の事前調査は令和3年4月1日以降に作業開始するものが対象
※石綿の有無が明らかとならなかった場合分析調査が必要だが、石綿等が使用されているとみなし最も厳しい措置を講じる場合は分析調査を省略可能
- 事前調査の結果報告については令和4年4月1日以降に作業開始するものが対象
- 事前調査に資格が必要となるのは令和5年10月1日以降に作業開始するものが対象

レベル2 建材の届出について

- 施行日(令和3年4月1日)以前に作業開始する場合
作業届のみ可
- 施行日以降に作業開始し施行日以前に提出する場合
計画届、作業届どちらでも可
- 施行日以降に作業開始し施行日以降に提出する場合
計画届のみ可

届出の提出期限の例

令和3年4月5日作業開始の場合
作業届: 3月31日まで
計画届: 3月22日まで
※計画届は14日前までに提出のため
※届出はどちらかのみで構わない

その他作業時について

表面に記載の改正点は、施行日以降に開始する作業から適用される。
詳しくは 令和2年7月1日 厚生労働省令第134号 で検索またはこちら→

